平成２７年（フ）第９７号
群馬県太田市吉沢町1066番地
破産者　株式会社大進経営
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１１８８号
愛知県東海市名和町中屋敷18番地の26
破産者　株式会社西村フードプロモーション
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
三重県松阪市久保町1846番地160
破産者　有限会社竜丸
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第２９号
三重県津市藤方1858番地１　セジュールＨＡＬ105、前住所三重県松阪市久保町1846番地160
破産者　本居　竜二
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第８３５号
神戸市灘区六甲町２丁目５番18―204号
破産者　灘貨物運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３６号
神戸市中央区二宮町４丁目９番25号
破産者　有限会社ソフトワークスマネジメント
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４４号
神戸市灘区高羽字滝ノ奥５―１
破産者　株式会社創通
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６７号
兵庫県姫路市西延末103番地の１
破産者　有限会社秋田鈑金塗装工業所
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０４号
静岡県御殿場市川島田1889番地の10
破産者　株式会社アイサイン
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
三重県四日市市あさけが丘１丁目１番地197
破産者　小栗　光治
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
三重県四日市市京町21番８号
破産者　有限会社魚人
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５００号
兵庫県西宮市生瀬町２丁目７番12号
破産者　株式会社武島
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０８号
兵庫県西宮市城山５―39―102、商業登記簿上の本店所在地神戸市灘区記田町３丁目２番15号
破産者　株式会社ボンヌーヴェル
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０９号
兵庫県西宮市城山５―39―102、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区磯上通６丁目１番15号
破産者　有限会社ＰＤＴ
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１５号
兵庫県尼崎市御園３丁目13番16号
破産者　ａｔｅｌｉｅｒ　ｓｉｎ株式会社
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始の取消決定確定

平成２７年（ラ）第１３６２号（原審前橋地方裁判所高崎支部平成２７年（フ）第９９号）
群馬県高崎市八幡原町2072番地
破産者　平田　正人
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成27年10月10日
前橋地方裁判所高崎支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第８６２号
北海道江別市元江別本町36番地の７
破産者　木村運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４号
埼玉県川越市大字笠幡2708番地21、開始決定時の住所栃木県大田原市羽田962番地178
破産者　矢板工務店こと　矢板　正男
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第６５号
三重県四日市市垂坂町519番地
破産者　東海化成株式会社
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
三重県四日市市桜町2533番地１
破産者　日比野義郎
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９号
大分県中津市本耶馬渓町東谷238番地
破産者　有限会社立木組
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所中津支部破産再生係